「臓器提供意思表示欄」について

臓器提供の意思表示について

臓器の移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、保険証に「臓器提供意思表示欄」を設けています。どなたでも意思表示をすることができます。

意思表示をするかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも記入する必要はありません。また、意思表示の有無によって、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

意思表示欄保護シールについて

「意思表示欄保護シール」は、保険証(裏面)の臓器 提供意思表示欄の記入の有無にかかわらず、上から 貼り付けることで内容を他人に知られないように保護 することができます。

↓ ここからはがしてお使いください

意思表示欄保護シール

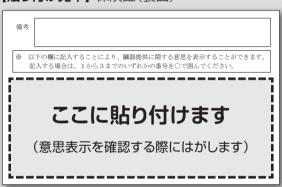
このシールは、臓器提供意思表示欄の記入の有無にかかわらず、上から貼り付けて使用できます。

一度貼ると貼り直しができません

記入の際の注意点

- 記入に際しましては、ボールペンなどの消えない筆記 用具で記載してください。
- 意思表示欄保護シールは、意思表示欄と署名欄が隠れるように上から貼り付けてください。

【貼り付け見本】保険証(裏面)



ご不明な点については、下記の窓口にお問合せください。

■臓器提供に関するご質問・お問合せ

(公社)日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル: **0120-78-1069** (平日 9:00~17:30) ホームページ: https://www.jotnw.or.jp

■保険証に関するご質問・お問合せ

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

TEL:0570-086-519 FAX:0570-086-075